

### 23区の状態を調べてみました！！

介護保険制度が2000年4月からはじまって、丸10年が経ちました。この10年間で高齢者の暮らしは良くなったのでしょうか？近藤区議は今回の議会で23区の高齢者施策を改めて比較し、遅れている分野の改善を求めました。パート1は在宅高齢者へのおむつ支援についてです。誰も、好んでおむつはしません。それなのに、新宿では要介護4・5の方にしか支援しないで済ませています。区によって違いはありますが、もう少し改善してもいいのではないのでしょうか？ < \* 入院時や障害者への支援は、また別の基準です >

#### シリーズ パート1



自治体	65歳以上の在宅高齢者へのオムツ助成の対象者	区の助成方法
千代田	要介護1以上	月額8千円を上限に、かかった費用の9割を助成
中央	要介護2以上の寝たきり、認知症のため常時必要な方	現物支給：40点以上70点以内(点数制、1点100円換算)
港	要介護1以上で寝たきり、または常時失禁状態	現物給付：44種類から100ポイントまでのおむつを選択できる。1ポイントおよそ100円。自己負担金は500円。
文京	要介護3以上	現物給付：20点～40点；自己負担は500円、41点以上；自己負担500円+40点を越えた点数×100円
台東	要支援1以上	要支援1・2：3000円相当、要介護1・2；5000円相当、要介護3～5；7000円相当
墨田	要介護3以上、または要支援1から要介護2までで常時失禁状態にあり、かつ身体介護を要すると認められる方	現物支給：配達する組み合わせにより500円または700円の自己負担
江東	要介護3以上	現物支給：点数が60点(6000円相当)まで無料
品川	要介護3以上。要介護1・2で必要な方は民生委員の聞き取りで判断する。	現物支給：利用者負担なし
目黒	要介護2以上で失禁のある方	月に6300円以内
大田	要支援・要介護と認定されおむつを必要とする人	現物支給：利用者負担なし
世田谷	①要介護3以上、②寝たきり等の状態、またはこれに準ずる状態にあり、その状態が継続すると認められる、③失禁状態のため2ヶ月以上おむつを使用し、かつ引き続き使用が必要と認められる。①～③全てに該当	月額6000円を上限とし、支払った額を助成
渋谷	要介護1以上	市価の約8割を助成
中野	要介護1以上で、常時失禁状態	6000円相当分まで助成
杉並	要介護3以上。要介護1・2で常時失禁状態等と認めた方	7000円の範囲内で商品を選び、その1割が自己負担。ただし、保険料段階1～3の方は無料。
豊島	介護保険料段階1～4の方で、要介護4・5、又は85歳以上で要介護2以上の失禁状態の方	現物支給：月6000円相当まで
北	要介護4・5で、常時失禁状態でおむつを必要とする方	現物支給：月額5千円を限度
荒川	①要介護4・5、②要介護1～3で認知症があり、紙おむつが必要な方	月額6000円を上限に、かかった額の9割を助成
板橋	常時失禁状態にあり、要介護1以上であり、認定の有効期間内であること	現物支給：利用者負担なし
練馬	要介護1以上で、常時失禁状態にある方	月額8千円を上限に、かかった費用の約9割を助成。現物支給の場合は月額4800円を負担。
足立	要介護3以上で、住民税非課税世帯の方	現物支給：点数が60点(6000円相当)まで無料
葛飾	要介護4・5で、住民税非課税世帯の方	現物支給：上限7000円まで、自己負担なし
江戸川	60歳以上で失禁のある人	現物支給：月9000円まで無料
新宿	要介護4・5	月額8千円を上限に、かかった費用の約9割を助成

## 区民のいのち・健康・暮らし最優先の区政に転換を！

高齢者にもやさしい新宿に  
また、地域のみなさんからよく訴えられ、



ります。

みなさん、ご存知ですか？  
＝おむつのあっせん事業＝  
市価より安く、自宅まで配送してくれます！

新宿区が契約している業者と協力し、市価より安く紙おむつを提供しています。対象者：おむつね65歳以上の新宿区民の方です。

内容は→注文された紙おむつを指定された場所に配送し(区内に限る)、配送時におむつ代をお支払いいただきます。

紙おむつの見本やチラシは、高齢者総合相談センター及び区役所2階5番窓口においてあります。

▼(株)成玉舎へ直接電話で注文してください。(フリーダイヤル) 0120-73-5858

※注文の際は、紙おむつを使う方の住所、氏名、希望商品、お届け先及び新宿区のあっせん制度を利用する旨をお伝えください。

2010年度の5会計の予算や多くの議案を審査・審議する第1回定例議会が、2月22日から3月24日までの期間で行われました。近藤なつ子区議は、10日間に及ぶ予算特別委員会や福祉健康委員会などで、区長や各課課長に、区民のいのち・健康・暮らし最優先の区政に転換するために質疑に臨みました。



予算特別委員会で質疑をする近藤なつ子区議

特に、近藤区議は予算特別委員会の会派を代表しての総括質疑で、この度スコミによって明らかになった65歳以上の高齢者に対する障害者福祉サービスの抑制問題を取り上げました。もう一人同様にALSという難病を患いサービスを断られていた例を紹介しながら、この違法な内規について障害者福祉課だけでなく、介護保険課、高齢者サービス課、予防課、生活福祉課などいくつもの課で、チェックする機会があったのに、これを正すことができなかった区の姿勢について、解決を求めました。

多くの区で高齢者のために実施している介護度4・5以外の在宅者へのおむつ助成やスポーツ施設利用料の軽減、介護保険外で通院介助や散歩などのためのヘルパー派遣やコミュニティバスの運行などを実施するよう求めました。残念ながら、ほとんどの問題で拒み続けられており、納得できる答弁はありませんでした。しかし議会質疑を通して、高齢者サービス課では一定の見直しをし改善されたものがありました。在宅高齢者のおむつ助成については、一旦要介護4・5で支援を受けた方が介護度が下がった場合でも必要に応じて継続できるように、4月から若干改善されました。

「介護度だけでなく、介護保険実施前のよう

に必要なる方

に支援を」との

要望が実現でき

るよう、引き続き日本共産党・近藤区議はみなさんと一緒に頑張ります。

1人で悩まず  
ご相談ください！！

近藤なつ子事務所の  
**暮らし・法律相談**  
5月18日(火) 午後7時～の予定  
24日(月)に変更しました。  
※事前に必ずご予約ください。  
※法律相談には、顧問の弁護士が相談に乗ります。  
◇その他いつでもお気軽に、ご相談ください。

---子どもも高齢者も輝く新宿に---

日本共産党新宿区議会議員  
**近藤なつ子**です  
こんにちは  
NO.114 2010.4.11 発行：日本共産党新宿区議団

区議団控室：Tel.5273-3551、Fax3200-1474  
近藤：Tel. **090-4849-3227**  
Fax 3200-5163  
e-mail：natsuko\_kon86@muf.biglobe.ne.jp  
ホームページは「近藤なつ子」と検索してください。

